

東秋留駅南口への「るのバス」の乗り入れに伴う施設整備について

- ① るのバスの折り返し場と停留所の整備（南口第1駐輪場用地の活用）
- ② 折り返し場等の整備に伴う駐輪場の代替施設の整備（用地買収による新施設）

1 東秋留駅南口の整備方針

現在、東秋留駅に接続する駅前道路は、るのバスの運行に十分な幅員が確保されているが、折り返す場所がないため、るのバスの乗り入れを行っていない。

このような中、昨年、駅前道路に接する土地所有者から、市に対して買取りの意向が示されたため、現在の南口第1駐輪場用地を活用し、るのバスの折り返し場と停留所を整備し、この駐輪場の代替施設として、今後、用地買収する土地に駐輪場を整備する。

2 東秋留駅南口の状況

(1) 南口の踏切に接する場所に「東秋留駅南口第1駐輪場（自転車のみ）」があり、これより南側に「東秋留駅南口第2駐輪場（自転車・原付バイク）」を設置している。

- ・ 第1駐輪場： 面積 510.39㎡、841台収容（令和3年度収容率43%）
- ・ 第2駐輪場： 面積 664.00㎡、476台収容（令和3年度収容率76%）

(2) 「第2駐輪場」の東側向かいの土地所有者から買取りの意向が示された。

- ・ 買収予定地： 面積 310.00㎡

3 東秋留駅南口の課題

(1) 折り返す場所がないため、東秋留駅南口へのるのバスの乗り入れができない。

(2) 駅利用者の送迎車両等の対策

るのバスの乗り入れによる駅利用者の利便性の向上、駅を利用する歩行者や自転車等の安全の確保、駅利用者の送迎等の車両の対策を検討し、課題を解決する必要がある。

4 るのバスの折り返し場の整備（南口第1駐輪場用地に整備）

(1) 折り返し場を整備することで、るのバスの乗り入れが可能になる。

(2) 歩行者等の安全確保を図り、駅利用者の送迎の車両の通行が円滑になる。

るのバスが乗り入れることで駅利用者の利便性が向上し、るのバスの運行時以外は、送迎車両が折り返し場を利用できるため、市道（東秋留346号線）での方向転換がなくなることから、歩行者や自転車と交錯する危険性の解消が見込まれる。

5 整備スケジュール

年 度	駐輪場（新設）	折り返し場・停留所
令和4年度	不動産鑑定・土地購入	
令和5年度	設 計	新規路線の開設準備
令和6年度	整備工事	設 計
令和7年度	供用開始	整備工事
令和8年度		供用開始

イメージ図

